

R5（2023）年度 税制改正大綱より

令和4年12月16日に公表された令和5年度税制改正大綱のインボイス制度や電子帳簿保存法に関する改正での消費税（インボイス制度）についてまとめてみました。

経理実務への影響を把握し、法改正への準備をするために役立つ内容となっています。

⑥ 小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置（2割特例）

免税事業者（課税売上高1000万円以下）がインボイス登録した場合

- ・ 3年程度の緩和措置（R5年10月1日～R8年9月30日までの日の属する課税期間）
- ・ 消費税の納付額を売上消費税×20%に出来る。
- ・ 確定申告書に付記すれば適用を受けられる。

例. 売上高が税抜500万円のサービス業で経費が税抜100万円（※みなし仕入率50%）

(1) 原則課税（一般課税）の場合

納税額=50万円-10万円=40万円

$$\text{消費税の納税額} = \text{課税売上にかかる消費税額} - \text{課税仕入にかかる消費税額}$$

1万円未満はインボイス不要

(2) 簡易課税の場合

納税額=50万円-（50万円×50%）=25万円

$$\text{消費税の納税額} = \text{課税売上にかかる消費税額} - \left[\text{課税売上にかかる消費税額} \times \text{みなし仕入率} \right]$$

※簡易課税制度の事業区分 みなし仕入率

事業区分	該当する事業	みなし仕入率
第一種事業	卸売業（他の者から購入した商品を、その性質及び形状を変更しないで他の事業者販売する事業）	90%
第二種事業	小売業（他の者から購入した商品を、その性質及び形状を変更しないで消費者に販売する事業）	80%
第三種事業 (注17)	農業、林業、漁業、鉱業、建設業、製造業（注18）、電気業、ガス業、熱供給業及び水道業	70%
第四種事業	第一種事業、第二種事業、第三種事業、第五種事業、第六種事業以外の事業（注19）（飲食店等） ・ 事業者が自己で使用していた固定資産を譲渡する場合も該当する。	60%
第五種事業	運輸通信業、金融業及び保険業、サービス業（注20） （第一種事業から第三種事業までに該当しないもの）	50%
第六種事業	不動産業	40%

【引用元】「消費税のあらまし（令和4年6月）」（国税庁）

(3) 負担軽減措置の場合

納税額=50万円×20%=10万円

実務上のポイント

小規模事業者は、原則課税と簡易課税と当該特例の3通りの計算が可能のため、より詳細なシュミレーションが必要になってきます。

対象者

- インボイスの発行事業者として登録した免税事業者
 - インボイスを発行しないまでも、消費税を納めることを選んだ免税事業者
- ただしインボイス制度開始前(2023年10月1日より前)から課税事業者を選択している小規模事業者は対象外。
また2023年10月1日から課税事業者になることを選んでおきながら2023年10月1日の属する課税期間中に「やっぱり免税事業者に戻る」と課税事業者選択不適用届出書を提出したケースも2割特例の対象とはなりません。
「2023年10月1日の属する課税期間から免税事業者だった」という扱いになります。

⑤ 事務負担軽減

基準期間における課税売上高1億円以下の事業者と特定期間における課税売上高5000万円以下の事業者が対象

- 2023年10月～6年間の時限措置
- 1万円未満の少額取引が対象
- インボイスの保存がなくても仕入税額控除が認められる。

⑥ 少額な返還インボイスの交付義務の見直し

全員、全社が対象

- 税込1万円未満の売上値引、返品について
返還インボイス（適格返還請求書）が不要に
（売上が入金される際に振込手数料などを控除して振込まれる場合等）

⑦ 登録申請手続期限の緩和

	改正前	改正後
登録申請書の提出期限	課税期間の初日の前日から起算して1カ月前	課税期間の初日から起算して15日前
登録の取消の届出書の提出期限	提出する課税期間の末日から起算して30日前の日の前日	取り消したい課税期間の初日から起算して15日前

⑧ 「困難な理由」が記載不要に

令和5年10月1日から登録を受ける事業者

- 本来の申請期限は令和5年3月31日であるものが、困難な事情がある場合に登録申請者に「困難な理由」を記載して提出することが撤廃されました。
- 実質的に令和5年9月30日が期限になったこととなりますが、インボイス発行にはe-Taxで約3週間、書面提出ですと約1ヶ月半と通知までには期間を要します。

ご不明点等ございましたら、担当者までお問い合わせくださいませ。